

任命問題は終わったとし、3月中に学術会議改革の方向性を示せと迫る政府 任命拒否撤回を求める日本学術会議支持の声を広げよう！

軍学共同反対連絡会事務局

《学術会議フォーラムで改革を要求した井上大臣》

2月27日、オンラインによる学術会議フォーラム「危機の時代におけるアカデミーと未来」が開催された。そこで講師として招かれた井上科学技術担当大臣は、会員に対し次のように発言した。

「昨年来の会員の任命に関する経緯を通じて多くの会員の皆様が懸念を持たれているということは理解しています。しかしコロナ禍の中、国民が願っているのは学術会議と政府が未来志向で協力して活動していくことだと思います。国民の安全・安心を確保するとともに、一人ひとりが多様な幸せ、Well Beingを実現できる社会に向け、様々な学術分野から日本の英知を結集して知の総合を担う日本学術会議の果たす役割に対する期待はますます高まっているはずで、一方で日本学術会議の活動内容が国民の皆様から広く支持されているかということ、率直に申し上げて心もとないのではないのでしょうか。」

そして「日本学術会議の内部から国民の支持を得られる改革に取り組むこと」、「12月の中間報告に加えて ①学術会議の設置形態について現行にとらわれず様々な選択肢を検討すること ②科学的助言機能の強化や会員選出の透明性確保 ③中間報告以外の論点を検討すること」を求めたのである。

対面のシンポジウムであれば、ヤジと怒号で遮られたに違いない。「懸念」どころか違法行為の撤回を要求しているのである。そして多くの学協会・識者・国民が学問の自由と独立を踏みにじる政権の姿勢を問うているにもかかわらず、一切無視して学術会議が支持されていないと言い、「未来志向での協力」を盗人猛々しく呼びかけるのである。しかもここでは言及しなかったが、③の論点とは12月に井上大臣が梶田会長に要請したデュアルユースの容認、および理工系を増やし人文・社会系を減らすための定数再検討の二点であり、ともに学術の世界への露骨な政治的介入に他ならない。

《デュアルユースを認めることを迫った経済界》

さらに経済界から招かれた二人はこう発言した。須藤亮内閣府政策参与・東芝嘱託「科学技術に色はなく、素材・サイバー・AI等の応用分野が広がる中、その一つである防衛への転用のみを特別に警戒することは産業競争力にも影響する。」

篠原 NTT 会長「デュアルユースを否定するのではなく、有益な技術を有効に管理するための枠組みやルール作りに取り組んでいただきたい。」

この発言を誰も批判しなかったのは残念だった。学術会議がアカデミーの役割についてフォーラムを開催し、そこに政府や財界を招くこと自体は否定しない。しかし学術会議が任命問題にふれないという紳士の対応をとっても政府や財界はストレートに学術会議改革や軍事研究容認を突き付けてきた。それに対して政治的ではなく、学術的に対応することこそこのフォーラムで政府や経済界と対話することの意義ではなかったか。

このフォーラムの開催趣旨はこう記していた。

「新型コロナウイルス感染症や気候変動のみならず、自国第一主義の蔓延による多国間主義の崩壊、世代間・ジェンダー・マイノリティといった様々な格差、長寿命化に伴う生と死の倫理観の転換など、私たちは多重の危機下に置かれている。そうした中で、人類の公共的な知的資産を継承し、新たな知識の発見や技術の開発によって公共の福祉の増進に寄与すると共に、地球環境と人類社会の調和ある平和的な発展への貢献を社会から負託されている存在であるアカデミーはいかにあるべきか、昨今の状況も含めてその来し方行く先を展望し、より求められ、望まれるアカデミーの役割発揮について議論する。」

そこでの重要な論点の一つは、「地球環境と人類社会の調和ある平和的な発展」を阻害する軍事研究にアカデミーはどう対処するのかではないか。経済界からデュアルユースの必要性が提起された以上、

その問題を学術的に議論すべきだった。また「公共的な知的資産を継承し…社会から負託されている存在であるアカデミー」が学問の自由を守り、政策に対して学術の立場から毅然として主張するために、政権からの独立をどのように担保すべきかも問うべきだった。そして軍事研究やゲノム改編などを始めとする様々な問題に対する研究者の倫理を掘り下げ提起するアカデミーのあり方を論じるべきだった。

このフォーラムでは若手も含め様々な重要な発言がなされたが、「学問の自由の危機」という肝心な点には残念ながらフォーカスが当てられなかった。

《まず任命拒否撤回を》

この日、梶田会長は井上大臣と会談し、組織のあり方改革の方向性を3月下旬に大臣に伝えることに合意した（させられた？）と報じられている。3月25日に幹事会、4月21～23日に総会が行われる。井上大臣は総会前に執行部案を聴き、政府機構から抜けて独立法人化するという自民党案に沿う提

案を総会でするよう圧力をかけるに違いない。

それに対し、任命拒否問題を棚上げして学術会議の設置形態について密室で政府との妥協点を探っていけば、力で押し切れかねない。違法な任命拒否撤回という大義を掲げ、それが解決しなければ組織改革の話し合いには応じられないという姿勢を堅持すべきだ。総会で学術会議全体の意思を集約し、それをバックに政府と堂々と交渉することで国民の支持も広がり、道は開かれる。

そして私たちがなすべきは、任命拒否撤回を求める学術会議を市民レベルで支える取り組みを広げることである。学術会議改革の背後に軍事研究へ科学者を動員するという戦略的狙いがあることを明らかにし、学者の世界だけの問題ではなく、戦争ができる国づくりを許さないすべての人々にとっての問題であることを訴えていきたい。

3月28日学者の会シンポジウムへの参加を呼びかけます。5ページを参照してください。

「死の商人国家」にさせないための正念場の年

杉原浩司 武器取引反対ネットワーク (NAJAT) 代表

2014年4月1日に安倍政権が武器輸出三原則を撤廃し、「防衛装備移転三原則」を閣議決定して以降、様々な案件が浮上した。しかし、オーストラリアの潜水艦共同開発商戦での敗北をはじめ、失敗が相次いだ。日本の武器が海外に渡ったのは、海上自衛隊の中古練習機 TC90 のフィリピンへの無償譲渡くらいだった。

しかし、2020年8月28日、初の「成果」となるフィリピンへの三菱電機製防空レーダー4基の輸出契約の成立が公表された。そして、防衛装備庁は、矢継ぎ早に武器輸出促進に向けて動いている。

第一に、従来から続く UAE (アラブ首長国連邦) への川崎重工製軍用輸送機 C2 の輸出計画だ。武器輸出商戦での弱点克服のため、11月12日に岐阜基地で非舗装滑走路での着陸試験を実施。「成功したと見られる」(11月13日、産経)と報じられた。サウジアラビアと共に、5年以上にわたってイエメンを無差別空爆してきた紛争加害国 UAE への武器輸出自体が、本来あり得ないことだ。

第二に、インドと ASEAN3 カ国への武器輸出促進の企てだ。9月に防衛省が丸紅エアロスペース、伊藤忠アビエーションの軍需商社2社と契約。丸紅がインド、伊藤忠がインドネシア、ベトナム、マレーシアを担当し、各国の潜在的ニーズなどを情報収集して武器輸出につなげる「事業実現可能性調査」を実施。来年度以降に売り込みを図る計画だ。今まで武器輸入に携わってきた軍需商社が、武器輸出への本格協力を踏み込むことになる。既に、インドネシアへの海上自衛隊護衛艦(三菱重工製)の輸

出計画が進んでいる。

さらに、12月17日には岸信夫防衛相が日本経団連幹部と会談し、武器輸出のための官民連携の強化で一致。事業実現可能性調査を軍需商社、武器メーカー、防衛装備庁が連携して本格化させることや、情報共有のための官民ポータルサイトの整備、他省庁やベンチャー企業の技術・研究を軍需産業に活用する仕組み作りなどで合意した。これは、日本の経済界が一丸となって「死の商人国家」づくりに共謀すると宣言したに等しい。

加えて、武器輸出解禁直後に認可された日英での戦闘機用新型ミサイルの共同開発(三菱電機が参画し F35 などへの搭載を想定)も、研究試作の段階に入りつつある。

NAJAT だけでこうした武器輸出攻勢を止めるのは困難だ。軍需企業・商社に多くの個人・団体が「死の商人にならないで」という声をぶつけ、「レピュテーションリスク」(否定的評判が広がることでブランド価値が低下し損失をこうむるリスク)を最大化することが必要だ。また、総選挙で立憲野党が「武器輸出三原則の復活」を掲げることも不可欠だ。この点で、立憲民主党の泉健太政調会長が東南アジアへの武器輸出を容認する発言をしたこと(11月18日、読売)は看過できない。2021年は、「死の商人国家」への道をふさぐために、市民の力量が試される重要な一年になるだろう。

(「平和を実現するキリスト者ネット」ニュースレター2月号、No.213より同ネットの了解を得て転載しました)

生態系の中の人間という種—他生物との共存

落合栄一郎（米シュニアータ大学名誉教授、カナダ九条の会）

【今、私たちはどう世界に向き合うべきか、軍事研究の新たな危険性は何か、について考えるために転載させていただきました】

ウイルス、細菌から始まって、水中の動植物そして地上・空中の動植物、その数百万種ではきかない数の生き物がこの地球上には生存している。人間はその中の 1 種。こんな事実は、だれでも知っているが、日常そんなことは意識せず、我々人類が地球上で中心的な存在だと思い込んでいる、いやそんな意識もないでしょう。問題は、では人類はそうした生態系の中で、どんなことをしているか、生態系にどんな影響を及ぼしているか、逆に生態系の中の生物は人類にどんな影響を及ぼしているか、それにたいして人類はどう対処しているか。人類の科学技術の進歩は人類の生存そのものを含む生態系に甚大・深刻な影響を及ぼしているのだが。

（1）目に見える生態系に対する人類の影響

かつてこの問題、人類がどの程度の影響を生態系に及ぼしているかを検討した（注1）ので、その一部を再掲載する。

「人類が現在その植物の全生産量のうちの何パーセントを使用（食糧、医療、住宅、その他直接、間接に）しているかを試算した人がいる。まず全植物の生産量は陸上植物で 1.3×10^{14} kg/year、海その他の水生植物が 0.9×10^{14} kg/year、計 2.2×10^{14} kg/year である。人類が使用する植物の量は、彼らによると 6×10^{13} kg/year（食糧だけで約 1×10^{13} kg/year）全生産量の 27% にもなる（筆者の試算でもおよそ 3 分の 1 になる）。種の数でいけば、ホモサピエンスは 5 百万（未確定）種程ある生物種の一つにすぎない。人間はかなり大きな動物だから、重量で比較するほうが良いだろう。人間の生物圏に占める割合は重量でいうと、約 2×10^{11} kg(人類)/ 8×10^{16} kg(全生物)、すなわち 0.0003%ほどである。先の 27% という数値はかなり議論のあるところだが、それがたとえ数倍も過剰に評価しているとしても、これは大変な量である。

同様の試算が地球上の淡水についても行なわれた。人類はやはり全使用可能な淡水の実に 30% ほどを使っているそうである。この残りの量で他の生物種が生存していくのはなかなか難しだろう。（勿論、人類の使い古しでも喜んで棲息できる種もあるにはある）この植物や淡水奪取の過程で他の生物の生息環境をも汚染し破壊していく。勿論工業生産に付随する環境破壊も考慮しなければならない。これでは他の生物種が消滅していくのは当然であろう。現在絶滅の危機に瀕しているかその状態に近づきつつある生物種は、目にみえる鳥類、魚類、ほ乳類、両性類、霊長類でおしなべて 20-30%ほどだそう

である。我々の気がつかないところでもっと多くの生物種が減んで行っていると考えざるをえない。

過去に生物種の消滅期が主なもので 5 回程あったが、その最大のパーミアン後期では 50—60% の生物種が絶滅したようである。これはしかし百万年のオーダーの期間の話であるが、現在のそれはたかだか 2—300 年の期間のことで、消滅速度でいえば、1 万倍程度の急激な変化である。このような急激な生物種の消滅がどのような影響を人類にもたらすか予想がつかない。」

現在の環境問題は、どうも「気候変動」とその原因とされる温室効果ガス排出という人為のみに注目されているが、上に引用したように、人類は、広範で深刻な影響を生態系および地球の地上周辺状態に及ぼしていること、そしてそれが人類自身に跳ね返ってきていることを十分に意識していない。

（2）環境汚染の生態系および人類への影響

人類は、その頭脳により、通常生物ではできない環境破壊・汚染を拡大してきた。環境破壊問題は、すでに十分に議論されてきたので、ここでは論じる必要はなさそうである。基本的に間違った人類の環境破壊の 2 つを簡単に論じておこう。これは環境破壊というより人類種を含む生態系全体の破壊である。

通常環境破壊には、人類による物理的破壊（森林伐採その他）と化学的破壊（生物が対処できない人工的化学物质の環境への放出に基づく。農薬などの問題）がある。こうした問題は、人間の意志でなんとか変革できる。もちろん、こうなってしまった現状では変革するのは非常に困難ではあるが。もう一つ根本的な問題は、人間が、生命そのものがある程度変革する技術を身につけてしまったことである。すなわち、DNA を恣意的に変えることができるようになってしまっていて、生物そのものを変えることができる。GM (gene modified) 作物などがその例であるが、人間そのものを変革することも可能になりつつある。

20 世紀に始められた「核利用」は、根本的に人間を含めた生態系とは両立し得ない。核利用の場で発生する放射性核からの放射線は、生物が対処できない強力な破壊力を持っており、それが環境に放出されてしまうと、対処の方法がない。環境に放出されなくとも、その破壊力が故に、安全に保管することが困難で、人類はまだ解決法を知らない。したがって、放射性核を大量に作り出す核産業（兵器、平和利用とも）は直ちに地球上から無くすべきなのである。

(3) ウイルス、細菌レベルでの問題

さて、生物種はそれぞれ自己の生存を継続するという仕掛けを持っている。それは、Richard Dawkins が「Selfish DNA」で主張したことである。もちろん、環境の変化その他により、生存を継続できないことはある。しかし、出来るかぎりの試みを DNA レベルで行なうようである。

では、細菌対人間レベルではどうであろう。細菌は、人間が母親から生まれて独立した瞬間から、人体に侵入して、体内で、莫大な数の細菌叢を作る。これらの細菌は人間の体内の人体細胞・組織と共生していて、免疫機構を司る細胞などとも協力関係にある。しかし、細菌は人間にとって異物であり、こうした細菌叢のなかの細胞とは別の細菌が体内に侵入すると、人間の健康に悪影響を及ぼすが、それに免疫機構が対応する。

細菌そのものは、自己の生存をかけて人体に入り、増殖を試みる。20 世紀の始めに、人類は、抗生物質を発見した。これは、違った細菌種が、自己の生存をかけて、他の細胞を滅ぼすために開発した化合物（生物レベルの兵器）である。これを、人間は、細菌感染による病気の治療に利用した—抗生物質。そして、化学的に類似の機能を発揮する化合物を生物から抽出するばかりでなく、化学的にも合成し、多くの抗菌剤（抗生物質はその一部）が作られた。サルファ剤などは、抗生物質の発見以前から知られていたが。こうした抗菌剤が人類に、細菌による感染症病気の治療に大きく貢献した。過去数世紀でのこうした医療の進歩は、多くの場合、全世界での医科学者、医療従事者の協力によって行なわれてきた。その恩恵は人類全体で共有されてきた。

しかし、細菌のほうは、そうした人間の使用する抗菌剤に打ち勝たなければ、生きていけない。そこで、抗菌剤をなんとか無効にしようと努力する。それが細菌中にあるプラズミッドという主 DNA とは別な小さな DNA にそういう能力が蓄えられている。そして、現在では、多くの病原菌が、こうした抗菌剤に抵抗できて、しかも、かなり化学的にも違う抗菌剤へも抵抗できる多剤耐性を持つ菌が続出している。この間の事情は、例えば、吉川昌之介著『細菌の逆襲—人と細菌の生存競争』（中公新書）に詳しい。すなわち、自己保存性が発揮されていて、人類に戦争を仕掛けているに等しい。

さて、ウイルスはどうか。ウイルスは、細菌のような抗菌剤が作用するような場所（細胞壁）を持たないので、抗ウイルス剤というような薬剤は今のところ発明されていない。ウイルスに対しては、今のところ人体の免疫機構を発動させるやりかたとして、ワクチンやサイトカイン相当の化合物がある。前者は、ウイルスが侵入した時に、直ぐ抗体をつくり、免疫機構を発揮させるよう、人体に予め準備させる。後者は、サイトカイン（インターフェロンなど）などの摂取で、免疫機構を活性化し、ウイルス退治を促す。

ウイルスが、細菌と同様な対抗手段をもっているかどうかは、まだ不明である。しかし、ウイルスの DNA（RNA）は比較的安易に変異する。おそらく、宿主の細胞に侵入して、自らを複製させるのだが、その過程は、宿主細胞の通常の役目ではないので、複製の際に、間違いを起こす可能性が高いのであろう。これは、細菌などの対抗手段とは違うが、人間が作る（ある特定ウイルスに対する）ワクチンを無効にする可能性が高い。現在（2020 年 12 月 20 日）イギリスでは、コロナウイルスへの感染が激増していて、これは感染力の強い変異種が発生したからではないかと言われている。

こうした異生物を人類にとって不都合だからといって死滅させてしまうことはおそらくできない。共存をどのように、人間に対して最小限の悪影響しか与えないように、人類全体が協力して当らなければならぬ。

(4) 細菌、ウイルスの利用

細菌その他の微小生物などは、食料の保存その他のための有用な利用の仕方（醸造など）はある。しかし、人間という種は、長年の歴史の中で、細菌、ウイルスなどを悪用してきたし、それが技術的な進歩で、より巧妙になってきているようである。西欧の植民地獲得の場面では、新大陸住民がある種の細菌への免疫をもっていなかった（それまでに、新大陸にはそうした感染菌がいなかったから）ことをいいことに、そうした細菌を散蒔き、大陸住民を沢山死亡させた。それによって、植民地を獲得しえた。ただ、その当事者がこのことを意識してやったかどうかは別だが。もちろん通常の兵器も用いてはいた。

第 2 次大戦中、日本軍は満州でそうした細菌を兵器として利用する研究を始めた（731 部隊）。日本の敗戦後は、そこで得られた情報がアメリカの対応する組織に移行された。細菌兵器は条約で開発が禁止されてはいるが、どうも多くの国で秘密裏に開発が進んでいるようである。人類が全体としてなんとか克服しようとしている細菌やウイルスの脅威を、逆に人類の殺戮や人民の支配のために利用しようという魂胆である。人類全体に対する犯罪であろう。

さて今回の新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）であるが、それによるとされた感染者が、2019 年 12 月初旬中国の武漢で最初に発見され、それが現代の交通手段などを通じて、世界中に拡散したと思われる。しかし、以前にも指摘した（注 2）ように、武漢で発見される以前にイタリアやアメリカでこのウイルスに人々が感染していたらしいという証拠（抗体の存在）が見つかっており、そういった地域で武漢以前からウイルスが拡散し始めていたようである。本当の発祥地は今のところ不明である。アメリカでは、政治的理由でこのウイルスを武漢（中国）ウイルスと称してはいるが。

このウイルスは、中国でコウモリに自然発生し、武漢で人間に移ったとされているが、ウイルスの

RNA (DNA)の解析から人工的な変化が加えられた可能性が高いと指摘されたこともある（その論文は後に消去されたい）し、武漢にある細菌研究施設、またはアメリカにあるそうした軍事施設から漏れたなどという説も囁かれている（注3；注4）。この後者の場合は、ウイルスが問題になる寸前の2019年10月にアメリカ・ニューヨークでコロナ型ウイルスの拡散によるパンデミックについてのシミュレーション Event 201 なる会議が行われた事実（注5）もあるからである。また、上に述べた感染症などの軍事研究施設が、遺漏などの問題で、2018年に活動停止を命じられたという事実もある。

その上、先頃から問題にしている PCR 検査（間違っただけか、意図的にか）による感染者数の見掛け上の増大（注6）で、感染への恐怖心を人々に植え付け、その社会的、経済的、心理的生活に多大の影響を及ぼす結果になり、支配層がその意を強制的に市民に押し付ける（例えば、ロックダウンなどにより）ことを可能にしているようである。このようなことは、先に述べた Event 201 会議でも予測していた。

このような人類全体への脅威となるウイルス・細菌へは人類全体が様々な工夫をこらして対応しなければならないのだが、現在の状況はその反対のようである。例えば、SARS-CoV-2 ウイルスに対するワクチンの開発は、米国、中国、ロシアなどで懸命に行なわれていて、特に米国の大企業が異常な早さで開発に成功したとし、その安全性その他に関する検査もそこそこに、承認され、その使用はいくつかの国ではすでに始まっている。これに対して、アフリカその他の国々から、こうしたワクチンの特許は、不問にし、公開し、どこの国でも製造できる体制にしてほしいと申し出ているが、米国の企業は反対している。

(5) 人口問題

人類という種の地球上の生態系への影響の根本には、ここ1-2世紀の人口急増問題がある。この問題に関する一考察を2008年に日刊ペリタに発表した（注7）ので、参照されたい。なお人口問題については、筆者の著『病む現代文明を超えて持続可能な文明へ』（本の泉社2013）でも扱っている。

人口を権力側にとって都合の良いレベルに、なんらかの手段

（ワクチンに見せかけた不妊剤その他）で行なおうとしているといった噂もある。現在のコロナ禍は病死ばかりでなく、生活の困難に遭遇して、早死に、自殺などに追い込まれることにより、人口減少を促進する、そんなことを企んでいるといった裏話も囁かれている。

しかし、人々自らが自覚して、人口を持続可能なレベルに維持するようなことを学び、実行していかなければならない（注7）。それには、持続可能な文明とはどんなものか、どうしたら実現できるのだろうか、世界中の人々が考え、実行に移していかなければならない（『病む現代文明を超えて持続可能な文明へ』参照）。

（注1）

<http://www.nikkanberita.com/read.cgi?id=200806211025246>

（注2）

<https://academic.oup.com/cid/advance-article/doi/10.1093/cid/ciaa1785/6012472> など

（注3）

<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO58494070U0A420C2EA1000/>

（注4）

<https://plaza.rakuten.co.jp/condor33/diary/202002170000/>

（注5）

<https://centerforhealthsecurity.org/event201/#:~:text=Event%20201.%20The%20Johns%20Hopkins%20Center%20for%20Health,order%20to%20diminish%20large-scale%20economic%20and%20societal%20consequences.>

（注6）

<http://www.nikkanberita.com/read.cgi?id=202012210923391>

（注7）

<http://www.nikkanberita.com/read.cgi?id=200811192242533>

【落合氏および日刊ペリタ編集部の許可を得て、日刊ペリタ12月26日掲載の論考を転載しました。】

落合栄一郎：1936年東京生まれ。バンクーバー在住。ペンシルバニア州ジュニアータカレッジ名誉教授。東京大学工業化学科卒、同大博士課程終了工学博士。カナダ、アメリカ、スウェーデン、ドイツなどの大学で化学の研究と教育に携わる。2005年退官後、カナダ9条の会、世界連邦協会等を通じて平和活動を行う。

《第3回オンラインシンポジウム》安全保障関連法に反対する学者の会 × Choose Life Project コラボ企画

自由な社会 のつくり方

日程

2021年3月28日(日)
13:00~16:00

配信 Choose Life Project YouTube <https://youtu.be/1M-Jec9t2cQ>

主催

**安全保障関連法に
反対する学者の会**

連絡先 anpogakusya@gmail.com

共催

Choose Life Project

*Choose Life Projectは、テレビの報道番組や映画、ドキュメンタリー
を制作している有志で始めた映像プロジェクトです。



新型コロナウイルス感染症の蔓延の下で、重い閉塞感が社会全体を覆っています。政治は今、科学を軽視するだけでなく、市民に「自粛」を強いるばかりで経済を委縮させています。市民が経済的、社会的に恵まれない状況に追い込まれ、思想・表現の自由と学問の自由が脅かされる全体主義的な状況のもとで、貧困が暮らしを直撃しています。2020年の夏以降、若い世代と女性の自殺数が前年から4割近くも急増しました。その苦しみや不安も自己責任だというのでしょうか。この最苦しい現実をどう打破できるのか。学者の会は、奮闘を出し合って自由な社会をつくりだす筋道を探ります。

内容

司会 — 三浦まり（上智大学教授）
挨拶 — 広瀬清香（東京大学名誉教授）

- **第一部 新型コロナ下で閉塞する社会と自由**
医療の現実と生きることの自由 **市野川容学**（東京大学教授）
経済と暮らしの破綻からの自由 **金子 勝**（立教大学特任教授）
暴力と貧困からの自由—シングルマザーの現状から **湯澤直美**（立教大学教授）
- **第二部 学問の危機と自由の復権**
学問の自由—学術総動員体制に抗して **上野千鶴子**（東京大学名誉教授）
大学自治の危機と自由の復権 **駒込 武**（京都大学教授）
- **パネルディスカッション**
三浦まり・市野川容学・金子 勝

結語 — 佐藤 学（学習院大学特任教授）

学生に日本学術会議会員の任命拒否問題を問いかけてみて

滝口 正樹（大東文化大学非常勤講師）

【各大学で学術会議の問題を学生とともに考える際の参考にさせていただくために、寄稿していただきました】

1 はじめに

今年度、コロナ禍のなかで私が担当している公民科教育法の授業（受講生は3年生17名、4年生5名、他1名、計23名、通年、前期はオンデマンド、後期は模擬授業中心なので対面、一部はオンデマンド参加）で、模擬授業が一段落した後、リアルタイムの問題の一つとして「日本学術会議会員の任命拒否問題」を取り上げました。

そのねらいは、①受講生（学生）にとって、この問題が大学における学問の自由（大学の自治の根拠）の侵害など、当事者として学生生活にかかわる問題であること、また、②とくに教師をめざす学生にとっては、学問の自由の侵害が、これまでの公民科教育法の授業や他の教職課程の授業でも学んでいる「教師の教育の自由」（ユネスコ「教員の地位に関する勧告」などにもとづく）や「子どもの学習権」（憲法26条・47年教育基本法の教育を受ける権利、子どもの権利条約、ユネスコ学習権宣言などにもとづく）の侵害につながる重大な教育問題でもあることが実感をともなってわかることにありました。以下は、その授業の概要です。

2 授業の概要

（1）日本学術会議が設立された歴史的経緯

●「学問の自由」はなぜ日本国憲法に明記されたのか
・戦前の主な「学問の自由」侵害事件の表（省略）のなかから、①森戸事件、②京大・東大・九大事件、③滝川事件、④天皇機関説事件を取り上げた[滝川事件については映像資料（TBS報道特集）も視聴]。

・1920年に設立された学術研究会議（日本学術会議の前身）は、独立性がまったく奪われ、研究者（科学者）は戦争末期に本土決戦用の兵器開発などすべてが戦争遂行のための軍事研究に総動員された。

・「学問の自由」への攻撃が国民全体の自由を奪い、侵略戦争遂行の地ならしとなった。

・このように、学術研究が戦争遂行という国家目的に従属して、科学が政治によって歪められた戦前の歴史の反省に立って、戦後、戦争を再び起こさないとの決意をもってつくられた日本国憲法に、「思想及び良心の自由」（第19条）、「言論、表現の自由」（第21条）とともに、「学問の自由は、これを保障する」（第23条）と、大日本帝国憲法にはなかった「学問の自由」が明記された。

●「独立」を明記した日本学術会議の使命（職務と役割）

・日本国憲法のもとで「二度と科学を戦争に使わない」という誓いのもとに1949年に日本学術会議が設立されたが、「学問の自由」は個人の研究・

発表・教授の自由とともに、「思想の自由な交易」を保障する科学者コミュニティの自治と自立を求めるものなので（ここに「大学の自治」の根拠もある）、政府から「独立」した機関と法律（日本学術会議法第3条）で明記された。また、その使命を同会議法前文は「わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与する」と掲げた。

・日本学術会議は、学問の自由に基礎づけられた学術研究の成果をもちより、政治権力に左右されない独立の活動によって、政府と社会に対して学術に基礎づけられた政策提言をおこなうことをその職務としており、そのために、政府に対する勧告権（同会議法第5条）も与えられている。

●具体的な政策提言の例（省略）

（2）日本学術会議会員の任命拒否問題

●独立性や会員任命に関する政府の立場

・1949年 日本学術会議設立。吉田茂首相(当時)「国の機関ではありますが、その使命達成のためには、時々政治的便宜のためには、掣肘(せいぢゅう：わきから干渉して、人の自由な行動を妨げること)を受けることのないよう、高度の自主性が与えられておる。ここに本会議の重要な特色がある」(1月21日、発会式での祝辞)

・1983年 日本学術会議法改正(会員の公選制を推薦制に変える)。中曽根康弘首相(当時)「政府が行うのは形式的任命にすぎません」「政府の行為は形式的行為であるとお考えくだされば、学問の自由独立というものはあくまで保障される」(5月12日、参院文教委員会)

・2004年 日本学術会議法改正(現役会員らが次期会員を選ぶ方式に変える)。総務省作成の法案説明資料「総理大臣が任命を拒否することは想定されていない」

・2018年 学術会議事務局(内閣府職員)が内閣法制局と協議し「推薦のとおり任命すべき義務が首相にあるとまでは言えない」とする文書を作成(内閣法制局の「応接録」に記されている)

・2020年 菅首相が6人を任命拒否

●三度にわたる軍事研究反対の声明

・日本学術会議は、戦前の学術研究会議に「国民総武装兵器」「音響兵器」「磁気兵器」「電波兵器」などの特別委員会を設置され、軍事研究に動員されていた歴史の反省から「軍事研究には絶対に従わない」という誓いのもとに設立されたという原点に立ち、①「戦争を目的とする科学の研究は絶対にこれを行わない」との声明(1950年4月)、②米陸軍による日本物理学会主催国際会議への資金援助発覚

を受けて、「軍事目的のための科学研究を行わない」との声明（1967年10月）、③過去の2つの声明を「継承する」との声明（2017年3月）、と三度にわたって「軍事目的の科学研究に反対する声明」を発表してきた。しかし、これらの声明に対して、自民党の下村博文政調会長は「軍事研究否定なら、行政機関から外れるべきだ」と述べており、また、自民党が立ち上げたプロジェクトチームは「日本学術会議が政府に従わないなら民間組織にする」ことを検討している。もし、国の機関でなくなれば勧告権を失い、政府がその意見を受けとめる責任もなくなる。

●日本学術会議が軍事研究に反対するもう一つの理由—「科学者の学問の自由を守る行動」

・自由に研究成果を公表し、いろんな人に学問で得た成果を役立てる、世界の人びとの幸福に役立てることは、学問の自由の一つだが、軍事研究ではそれができないので、実際には政府が防衛省の軍事研究に多額の予算をつけて大学に公募することが学問の自由を侵害してしまうことになる。だから、軍事研究に科学者を動員しようとする国の政策に対して日本学術会議が反対するのは「科学者の学問の自由を守る行動」なのである。

●日本学術会議会員の任命拒否問題についての菅首相の国会答弁とそれに対する反論・批判（省略）

（3）任命拒否が社会に与えた影響

・この任命拒否問題の特集的に報じたNHK『クローズアップ現代+』（「学術会議の任命問題のあり方は・当事者が語る“政治と学問”は」2020年10月29日放送）は、今回の任命拒否によって現実「学問の自由」が脅かされている実態を次のように伝えた。

①任命拒否された教授のSNSに“中国の研究に協力するな”というデマに基づく批判が届くようになった。

②任命拒否された教授の指導を受ける学生も誹謗中傷され、何らかの不利益を受けることで就職活動に不安を覚える学生もいる。

③ある研究者は「政府に対する批判に忖度したうえで自粛するムードがないとはいえない」と語った。

（4）幅広い団体から出された抗議声明

・今回の任命拒否問題を、拒否された6人だけ、日本学術会議だけの問題ではなく、国民全体にとって大きな問題だと捉えた団体から抗議声明が出された。まず、学会や研究者の組織など延べ380以上の団体が抗議声明を出して、拒否の理由の説明や、排除された6人の任命を求めた。自然保護団体、映画人、宗教団体などを合わせると、670もの幅広い団体から抗議声明が出されている（10月30日現在、「安全保障関連法に反対する学者の会」の調査）。いずれも、今回の任命拒否は、憲法で保障されている「学問の自由」や「法の下での平等」「思想及び良心の自由」「集会、結社の自由」「言論、出版その他一切の表現の自由」の侵害にも

つながりかねないということで、政府の対応を憂慮する声が広範に広がっており、とくに、菅首相をはじめとして政府が今回の任命拒否理由を国民に説明できていない点が、批判の焦点になっている。

（5）メディアの動き（①新聞各紙の社説、②菅政権のメディア対策、③テレビの姿勢）（省略）

3. 任命拒否問題に対して受講生はどう応答したか

以上が授業の概要ですが、では、この授業に対して受講生はどのように応答したのでしょうか。リアクションペーパーからそのいくつかを紹介します。

①まず、菅首相（政府）の「任命拒否」に対する受講生の賛否については、たとえば、

・「授業を受けるまでは首相の判断は妥当なものだったのだらうと思っていたが、情報を整理してみると、首相の任命拒否は問題視されるべきことだと思った」

・『『民主主義とは説明すること』と先生は板書されていたが、これこそ学生教師関係なく持つべき考えであると、この任命拒否問題から感じ、初めて知った時と比較して、任命拒否にも説明責任を果たしていないことにも問題があると感じるようになった。（「学問の自由」とは何かに関して）授業内では、『教授と学生の思想の議論が本来ならあるべき』という部分が心に響き、自己の考えをその時々で主張できるくらい日々ニュースに目を向けて意見をもちたいと感じた」

など、批判的な意見を述べている受講生が全体的には多くみられた。しかし、その一方で、たとえば、

・「任命の決定権が首相に存在するが、人事権は学術会議にある（首相1人が決めていると勘違いしていたが、学術会議側にも人事権が存在している）という権限のバラつきを初めて知った。そのため話し合いなどが全く行われずに首相が任命しているのならば問題があると感じるが、学術会議側が任命に関して関与しているのに学問の自由の侵害で問題だといっているとすれば、それはお角違いなのではなど疑問が出てきた…はじめは首相の独断のようなもので学術会議側がいう学問の自由の侵害だと自分も考えていたが、資料やレジュメを読み本当にそうなのかと疑問が浮かんだ。それは否認された研究者が本当に推薦されうる人物であったのかということである。推薦された人物に問題があれば否認されるのは当然のことではないだろうか」

というように、「首相に人事権がある」という事実誤認（授業レジュメの誤読）や首相（政府）に「研究者が本当に推薦されうる人物」かどうかを判定する権限があるのは自明のことだと思込んでいるものもあった。

②また、学術会議が軍事研究に反対するのは「学術研究が戦争遂行という国家目的に従属して、科学が政治によって歪められた戦前の歴史の反省に立って」いるからだけでなく、「科学者の学問の自由を守る行動」でもあることをしっかりとおさえている受講生もあり、このことのもつ意味を「（学問の自

由は)自由に研究成果を公表し、いろいろな人に学問で得た成果を役立てる、世界の人びとの幸福に役立てることを一つの目的としているため、軍事研究を推奨することはしがたいことである。このような部分が日本学術会議の存在意義であり、どのようなことが学問の自由を侵害しているのかへの理解へともつながった」と書いている。

③さらに、この「任命拒否問題」に対して学生自身が当事者意識をもつようになる「きっかけ」として、上記の映像資料(NHK『クローズアップ現代+』)が非常に役立っており、たとえば、ある受講生は、自己の当事者意識の変化について「今回の授業で、任命拒否された教授のゼミの学生や履修生の就活に大きな影響を与える恐れがあることを初めて知った。これまでは他人事だと思い考えることをやめていたが、私たちと同年代の学生が全く関係のないことでこの問題に巻き込まれていることを知りもう一度深く考えたい」と書いている。

4. 「日本学術会議会員の任命拒否問題」を大学の授業で取り上げる意義と実践上の課題

最後に、この授業を大学の授業(公民科教育法だけでなくゼミや一般教養なども含めて)で取り上げる意義や実践するうえでの課題を提示してしめくりたいと思います。冒頭で述べたように、この授業のねらいの一つは「受講生(学生)にとって、この問題が大学における学問の自由(大学の自治の根拠)の侵害など、当事者として学生生活にかかわる問題であることが実感をもたせてわかる」ことでしたが、上記の受講生の応答をみると、このねらいは、ある程度達成されたように思われます。このことから、「日本学術会議会員の任命拒否問題」を大学の授業で取り上げることの最大の意義は、大学教員はもちろん、学生にとっても「学問の自由や大学の自治とは何か、それを守るためにはどうしたらよいか」などといった大学教育のあり方(根本)を当事者として一人ひとりが改めて問い直す契機になることではないかと思えます。その問い直しにかかわって、受講生はさらに次のように応答しています。

・「滝川事件の際に学生たちが署名をしてデモをおこなったことを初めて知った。当時の学生は大学に対する思いが今よりも強かったのだと思われる。それに対し、今の学生は主体的に学ぶ気持ちが薄れているように感じる」

・「そもそもの『学問の自由』というものに立ち返ったときに、自分たちが好きに勉強できたり主張できたりとその素晴らしさを実感できた。だからこそ

この学術会議問題に注目して、その重大さを他の人にも知ってもらいたいと感じた」

・「政府が説明できていないことが当たり前のようにになると、無力化や忤度が当たり前になってしまう危険性が高まり、『学問の自由』以外にも侵害が及ぶため、そのためにも大学は率先して批判する立場にある必要がある。本学でも、『日本学術会議会員任命拒否問題・〇〇大学有志の会』というFacebookページがあることを他の授業で先生が紹介しており、多くの教授が賛同していたことを私も確認した。このような活動を学生自身でも論じられるようにしていくことが、『大学の自治』を果たしていくことにつながる」

しかし、この授業のもう一つのねらい(とくに教師をめざす学生にとっては「学問の自由」の侵害が「教師の教育の自由」や「子どもの学習権」の侵害につながる重大な教育問題でもあることが実感をもたせてわかる)については時間が足りず扱えませんでした。したがって、今後、公民科教育法の授業でこのもう一つのねらいに迫るためには、たとえば、次のような問いかけ(問題提起)が必要だと思います。

「教育現場では学習指導要領の記述内容の批判的な検討は許されず、また、法的拘束力があることが前提になっていますが(学習指導要領の「絶対化」)、教育学界では記述内容や法的拘束力の有無について自由に議論しており、現在はその論点を教職課程の授業で学ぶことができます(学習指導要領の「相対化」)。では、ここで問題です。文科省が大学から申請された教職課程の授業の担当教員のなかに自著で学習指導要領に対して批判的な見解を述べている者がいた場合、それを理由にして当該教員が教職課程の授業を担当することを却下(拒否)することができますか、できませんか。その根拠を明確して自分の見解を述べてください。」

さらに、上記のような問いかけを含め、この「任命拒否問題」が提起しているさまざまな論点(「任命拒否問題」の政治的背景は何か、「民主主義とは説明すること」の意味、政府の任命拒否理由の根拠の妥当性、任命拒否撤回の是非、学術会議の存在意義、学術会議の改革の主体と内容＝民営化の是非など)について議論を深めるためには、今回は単発の授業なので実施できなかった紙上討論(できれば紙上再討論も)や、コロナ禍のために実施できなかった対面での討論授業(グループ討論だけでなく、できれば全体討論も)を組織することも課題になると思います。

軍学共同反対連絡会

共同代表：池内了・野田隆三郎・香山リカ

軍学共同反対連絡会ホームページ <http://no-military-research.jp/>

軍学共同反対連絡会事務局

▶事務局へのメールは下記へ 件名に【軍学共同反対連絡会】と明記してください。

小寺 (kodera@tachibana-u.ac.jp) 赤井 (ja86311akai@gmail.com)